

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年8月10日（水） 19：15～19：25

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
寺 田 稔 国務大臣（総務大臣）
葉 梨 康 弘 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
秋 葉 賢 也 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○人事 1件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

案件に入ります前に、御紹介いたします。木原副長官、磯崎副長官、栗生副長官及び近藤法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

まず、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を磯崎副長官が朗読いたします。

○磯崎内閣官房副長官：新型コロナ、ロシアによるウクライナ侵略、世界的な物価高騰など、我が国は、歴史を画するような様々な課題に直面しています。

我が国は、いわば「戦後最大級の難局」にある。この認識の下で、二度の国政選挙において国民の皆さんからいただいた信任を力に変え、「難局突破」と「政策断行」に邁進してまいります。

特に、内閣の総力を挙げ、あらゆる政策を総動員することで、新型コロナを乗り越え、経済を再生し、持続可能な経済・社会を創り上げる、ポスト冷戦時代の次の時代にふさわしい、新しい国際秩序の構築に貢献していくことに重点的に取り組んでまいります。

具体的には、足下の新型コロナの感染拡大、物価高など経済情勢への機動的対応、エネルギー安定供給などに万全を期し、国民生活と我が国経済を守り抜きます。

また、社会的課題を成長のエンジンへと転換することで、持続可能で包摂的な経済・社会を創るために、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を本格化させていきます。

さらには、日米同盟を基軸とし、「自由で開かれたインド太平洋」の強力な推進など、同盟国・同志国との関係強化や、一段と厳しさを増す我が国の安全保障環境に対応するため、新たな国家安全保障戦略等の策定と防衛力の抜本的強化など、我が国を守り抜く外交・安全保障を進めます。

昨年の政権発足当初から大切にしてきた、「国民の皆さんの声を丁寧に聞きながら、信頼と共感を得る政治を実現する」という基本を堅持しながら、この難局に臨んでまいります。

国民の皆さんの御理解と御協力を改めてお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、第2次岸田改造内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：我が国は、内政も外交も幾重にも重なり合う多くの課題に直面している。この難局を乗り越えていくためには、国民の声を丁寧に聞きながら、国民の「信頼と共感」を得る政治を行わなければならない。

このことを肝に銘じながら、二度にわたる国政選挙において国民から頂いた信任を力に変え、「難局突破」と「政策断行」に邁進していく。特に、以下の6点に力を入れる。

1. 新型コロナウイルス対策・感染症危機対応

病床の確保、高齢者施設における療養体制の支援、検査体制の強化、治療薬の確保など、医療体制を維持・強化しながら、ワクチン接種を更に促進し、引き続き最

大限の警戒を保ちつつ、社会経済活動の回復に向けた取組を進める。

平時から必要な医療提供体制を確保し、有事に確実に機能することを担保するとともに、ウイルスの特性を踏まえた感染拡大防止策や医療保健体制の見直しを進める。

次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速かつ効果的に対策を講じるため、司令塔機能や医療保健体制を強化する。

2. 世界的な物価高騰などのリスクへの対応

世界的な物価高騰に対しては、地域の実情に応じたきめ細かな支援や、物価上昇のほとんどを占めるエネルギーや食料に集中した対策などを切れ目なく講じるとともに、エネルギー安定供給や、懸念される世界的景気減速などのリスクに対し、機動的に対応できるよう万全の構えで臨み、国民生活や事業活動を守り抜く。

3. 新しい資本主義の実現

人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、脱炭素、デジタル化などの社会的課題に官民の投資を集め、力強い成長を実現させるとともに、持続的な賃上げや全世代型社会保障制度の実現を図ることで、成長と分配の好循環を実現し、持続可能で包摂的な経済社会を創り上げる。

4. 国民を守り抜く、外交・安全保障

「力」により現実が決まるという状況を断固として拒否し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り抜き、ロシアによるウクライナ侵略により終わりを告げたポスト冷戦期の次の時代の国際秩序を作り上げるために貢献していく。

そのために、日米同盟を基軸とし、「自由で開かれたインド太平洋」を強力に推進するなど、同盟国・同志国との関係強化や、大国間の競争から距離を置こうとする国々との関係強化などに取り組む。

また、グローバルガバナンスについて、安保理改革を含む国連の機能強化や、「核兵器のない世界」に向けた現実的なアプローチを推進する。

同時に、一段と厳しさを増す我が国の安全保障環境に対応するため、新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、防衛力を抜本的に強化する。

「すべての拉致被害者を必ず取り戻す」との決意の下、拉致問題の完全解決に向けて、政府一体となって、総合的に取り組む。

5. 危機管理の徹底

万一、大規模な自然災害やテロなど、国家的な危機が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。

そのために、「常に最悪を想定し」平素から準備に万全を期す。

6. 東日本大震災からの復興・国土強靱化、「強い沖縄経済」の実現

東北の復興なくして日本の再生なしとの強い思いの下、被災者に寄り添い、被災者支援、農業・生業の再生、福島復興・再生に全力を尽くすとともに、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。また、本土復帰から50年を迎えた沖縄について、「強い沖縄経済」の実現に向け、振興策を総合的・積極的に推進する。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理は、お手元の資料のとおりとなりますので、指定された大臣は、対応に万全を期すようお願いいたします。

次に、私から「閣議等の議事の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会の案件で公表すべきものについては、閣議後の会見で私から統一的に公表しますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。閣議等の案件の中には、不公表扱いとするものがあります。これらについては、閣議等に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。閣議等の議事の記録については、平成26年3月28日の閣議決定に基づき、私の指示の下、内閣官房において議事録を作成し、閣議等から概ね3週間後に官邸ホームページに掲載することにより、公表することとしております。議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますようお願いいたします。

次に、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。また、大臣補佐官の任命については、お手元の資料の方針で進めたいと考えております。大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますようお願いいたします。なお、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められておりますので、十分に御留意願います。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められております。内容はお手元の資料のとおりとなりますので、この規範を必ずお読みいただき、政治と行政への国民の信頼を確保するため、これを遵守されるようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」については、令和3年10月4日の閣僚懇談会において、お手元の資料のとおり申し合わせがなされております。「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指し、各府省の具体的な対応は、この方針を踏まえ、各大臣の判断と指示の下に行うものとしておりますので、政・官関係の適正確保に指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下にその所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会がありますが、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビへの出演、各種講演などで対外的発言をされるに当たっては、常に岸田政権の一員としての発信となることに留意するとともに、内閣の基本方針や既に政府として決定した

方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意願います。また、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められておりますので、各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、人事案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。内閣府大臣補佐官三原じゅん子を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

○松野国务大臣：これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても給与の一部返納を継続することとしたいと思っております。これにより、内閣総理大臣にあっては、月額給与及び期末手当の30パーセント、国务大臣にあっては、同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令 和 4 年
8 月 10 日 〕 (水)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
あ り ○ 内 閣 総 理 大 臣 談 話 (決 定) (内 閣 官 房)
〃 ○ 基 本 方 針 (決 定) (同 上)

◎ 人 事

- 資 料
あ り ○ 内 閣 府 大 臣 補 佐 官 中 根 順 子 (三 原 じ ゅ ん 子) を 願
に 依 り 免 ず る 事 について (決 定)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]